

## 【続報】

### 代行返上後の旧基本プラスアルファ給付にか かる選択肢追加の取り扱い(DB、厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ご参考にDB年金・厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

## ポイント

標記につきましては過日ご案内しておりますが、今般、行政宛の照会事項に対して修正回答がありましたのでご案内致します。

### < 要旨 >

- 代行返上後も受給権者に対する代替給付の設定は可能
- この場合、給付減額の判定が必要  
受給権者の給付減額の理由としては「代行返上」は使用できず、「経営悪化によるもの」、「掛金拠出困難によるもの」に該当する必要がある
- 給付減額の判定方法は、平成24年3月末までの申請とそれ以降の申請では判定方法が異なる

[年金ニュースNo.238](#)

### < 受給権者に対する代替給付の設定:まとめ >

平成23年3月末時点	代替給付	代替給付の選択期間	給付減額判定の要否	給付減額判定の方法	
				平成24年3月末申請 <sup>1</sup> まで	平成24年4月以降の申請
代行返上済	設定済	なし	要	一般的な減額判定(給付現価及び最低積立基準額により代替給付と従来の給付を比較:以下同様) <sup>2</sup>	
		終了			
	選択期間内	要 <sup>3</sup>	例外的な減額判定(給付現価により代替給付と従来の給付を比較:以下同様)	一般的な減額判定	
	設定未済	-	要	例外的な減額判定	一般的な減額判定
代行返上未済	-	-	不要 <sup>4</sup>	-	-

1 平成24年3月末申請または初回定例財政再計算による掛金の申請期限日のいずれか遅い方まで

2 給付減額に該当した場合には、既存の給付に対する最低積立基準額に相当する一時金を給付する選択肢を設ける必要あり

3 代替給付の選択期間が終了していない場合で、かつ平成24年3月末申請までの選択期間延長は減額判定不要

4 代行返上時に代替給付を設定する場合(代行返上後に設定する場合は「代行返上済」と同様)

以上